

# 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の改正について

- 1 平成29年6月1日より鉱物の運搬船倉内の清掃作業他に従事させる場合は、呼吸用保護具の着用が義務づけられました。
- 2 平成27年10月1日より鋳物を製造する工程の砂型を造型する作業に従事させる場合は、呼吸用保護具の着用が義務づけられました。
- 3 平成26年7月31日より屋外での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業に従事させる場合は、呼吸用保護具の着用が義務づけられました。

平成29年6月1日より「鉱物等（湿潤なものは除く）を運搬する船舶の船倉内での、鉱物等のかき落とし・かき集め作業に伴う清掃作業」において、次の措置1～4が必要となり、「屋外において、手持式動力工具を用いて鉱物等を破碎又は粉碎する作業」と「金属その他無機物を製錬又は溶融する工程で、土石・鉱物を開放炉に投げ入れる作業」において、呼吸用保護具の使用（措置1）が必要になりました。

措置1 「有効な呼吸用保護具」の使用（国家検定合格品の防じんマスク）

措置2 「休憩設備の設置」（粉じん作業以外の場所に休憩設備の設置が必要）

措置3 「じん肺法に基づく健康診断」（常時性がある場合）

措置4 「じん肺健康管理実施状況報告の提出」（常時性がある場合）

平成27年10月1日より「鋳物を製造する工程」において、「砂型を造型する作業」も「粉じん作業」に追加されました。また、呼吸用保護具の使用を義務づけている作業にも追加されました。前記の措置1～4に加え、その作業場が屋内であれば、措置5として全体換気装置による換気やこれと同等の措置として密閉化・湿潤化の措置が必要となりました。

平成26年7月31日より「屋外」で行う場合でも「手持式又は可搬式動力工具を使用した岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業」において呼吸用保護具の使用（措置1）が必要になりました。屋内・屋外を問わず、上記の措置1～4が必要です。

※ 屋外とは、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部」以外の場所です



平成24年4月1日より「屋外」で行う場合でも「金属をアーク溶接する作業」と「岩石・鉱物の裁断等の作業」において呼吸用保護具の使用（措置1）が必要になりました。

また、「屋外」で行う場合でも「金属をアーク溶接する作業」が「粉じん作業」となり、上記の措置2～4が必要となりました。

